

身体的拘束等の適正化のための指針

アミコ株式会社
平成 30 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 6 月 1 日改定

第 1 条 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた認識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

第 2 条 身体的拘束等の禁止

介護保険法等は「サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としている。

第 3 条 身体的拘束等への対応原則及び条件

1 緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、次の三つの要件を全て満たし、かつ「身体的拘束等適正化委員会」において定めた手順に従って行う必要最小限のものとする。

- ① 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 上記、三つの要件を全て満たすことを関係する複数の職員で合議・確認し、計画作成担当者、管理者の確認を受け（両者の確認が受けられない場合は可能な限り早期に）、また、速やかに家族、利用者代理人に報告し同意を得る。

また、それらの記録は「身体的拘束等適正化委員会」において定めた書式において記録されていることを必須の要件とする。

3 身体的拘束の継続の如何は随時検討するが、2週間を超えて継続する場合には前二項の規程に準拠し、少なくとも2週間おきに検討、記録等を整備することとする。

第 4 条 緊急避難的行為に対する対応

前条の規定によらず、「差し迫った危険を避ける」ためにやむなく行う拘束は、刑法及び民法上の規定により不法行為とはならない事もあるが、「差し迫った危険」

を回避した時点で前条の規定による手続きを経る。

第5条 身体的拘束等の実施に係る記録

前条の身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、拘束の方法と当面の期間、及び合議した職員の署名等を記録し、かつ計画作成担当者、管理者の確認を記録し、2年間保存しなければならない。

第6条 身体的拘束等適正化委員会

1 身体的拘束を廃止または極力回避するために、法人（または事業所）に身体的拘束等適正化委員会を置き、3ヶ月に一度委員会を開催し、前条の記録に基づき、関係法令および前第2条の「拘束対応の原則及び条件」等により、適正に運営されているかを検証する。

2 委員会は、管理者、計画作成担当者、介護職員の代表者、利用者の家族（又は利用者代理人）、医療連携体制をとる看護師、有識者等によって構成する。

3 前項の他「不適切介護」の事例などについても報告を受け、改善の方途を検討する。

4 この委員会の審議内容は、介護職員及びその他の職員に周知徹底させることとする。

5 この委員会は、「運営推進会議」を活用することで代えることが出来る。

第7条 身体拘束等の適正化の為の職員研修に関する基本指針

身体的拘束を廃止し、または実施しなければならない場合には適正に行われることを目的に、介護職員その他従業者に対して年間2回の研修会を開催する。

この内容は、不適切な介護、虐待と拘束の身体的拘束等の具体的な内容、身体的拘束等がもたらす弊害（身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害）及び事例研究等とし、必要に応じて法人又は他グループホームと共同して行うこともできる。

また、本研修会の内容は、介護職員、その他従業者全員を対象としたものであり、勤務の都合等で出席できなかったものについては、資料、記録等により、その研修効果の徹底を図る。

新人採用時には、身体拘束適正化の為の研修を実施する。

第8条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、各施設内で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧可能とする他、当法人ホームページにも掲載し、利用者、ご家族が閲覧できるようにする。

第9条 その他身体拘束等の適正化の推進の為に必要な基本指針

身体拘束等をしないサービスを提供していく為には、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくように取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りない事を理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避の為に、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・高齢者は、転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

第10条 本指針は、身体的拘束等適正化委員会の議を経て、代表者が改定する。

以上

例示<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。